

## 関係省庁消費者教育会議 第4回会合 議事要旨

平成20年2月18日

国民生活局消費者企画課

日時：平成20年2月18日(月)15:00~16:30

場所：永田町合同庁舎第一共用会議室

議事次第：1.平成20年度消費者教育関係予算について

2.消費者教育ポータルサイト(試行版)について

3.ヒアリング「消費者教育教材表彰について」

消費者教育支援センター 主任研究員 柿野成美

配布資料：資料1：出席者名簿

資料2：平成20年度消費者教育関係予算について

資料3：消費者教育ポータルサイト(試行版)の作成について

資料4：平成20年3月末現在利用可能な消費者教育教材

資料5：「消費者教育教材表彰について」

### 1.平成20年度消費者教育関係予算について

資料2に基づき各府省庁等から平成20年度消費者教育関係予算について説明後、意見交換を行った。

(問)金融庁と金融広報中央委員会では、扱う分野が重なるが教材作成においてどちらが何を作るかなど確認等しているのか。

(金広委、金融庁)金融教育の教材については、急速な自由化のもとで全般的に不足しており、普及の観点から見れば、どちらかが作ればよいというものでもない。このため、個々の教材についてどちらが作るなどの確認等はしていないが、いろいろな事業等で連携をとっている。

(問)法教育における学校教育との連携関係は？

(法務省)法教育推進協議会に学校も参加してもらっている。連携関係にある学校もあり、試行的なことも行っている。法務省だけでやるのは難しく日弁連や日本司法書士連合会と連携して進めている。

(問)学校現場での連携事例はないか。

(金広委)47都道府県の金融広報中央委員会を通じ金銭金融教育研究校を指定し、2年間にわたり講師の派遣等や金融教育公開授業を実施するなどの支援を行い、充実した金銭・金融教育を実践して頂いている。ちなみに、平成18年度の研究校数は154校。

(経産省へ問) インターネットによる情報提供事業ということだが、印刷物は作らないのか。

(経産省) 原則ダウンロードである。印刷物は作らないということで当初心配していたが、トラブル等は起こっていない。

学校との連携については、「消費生活安心ガイド」のリーフレットを全国の高等学校 6 千校に配布している。

(金広委) 金融教育プログラムを全国の小中高校 4 万校に配布している。

## **2. 消費者教育ポータルサイト(試行版)について**

消費者教育ポータルサイト(試行版)の作成について、内閣府より、平成 19 年度中に(内閣府ホームページ)消費者の窓の中に消費者教育ポータルサイト(試行版)を作成する、領域別・ライフステージ別に教材を掲載する、教材の掲載方法について今回はリンクを想定しているとの説明があった。

各省からは、リンクについては差し支えないがデータの提供はできない、更新の都度報告することは不可能などの意見が寄せられたが、消費者教育ポータルサイト(試行版)の作成は合意された。

## **3. ヒアリング「消費者教育教材表彰について」**

「消費者教育教材資料表彰について」消費者教育支援センター 主任研究員 柿野成美氏より説明があった。概要は以下のとおり。

当該表彰は、学校における消費者教育の普及・推進という目的で創設された制度である。企業・業界団体対象表彰と行政対象表彰ある。教材が有効に活用されていない、たくさんの教材の中からどれを使ってよいのかわからないという状況の中で、一定のものを選出し先生方に普及をしていくという趣旨で設立された。優秀賞の選考は有識者による選考委員会による。選考結果は、機関紙、HP上で紹介し、また、表彰式やセミナーを開催している。選考委員会の委員長は、日本消費者教育学会会長、委員にはマスコミ、学校関係、消費者関連専門家会議 等幅広くなっている。審査基準は、製作意図・目的、企業のPR用の資料ではないか(企業・業界団体表彰のみ)、内容・レベル、表現方法、使い易さ(入手は容易か、児童・生徒用のワークシートはあるか、指導用教材はあるか)などについて審査する。印刷、視聴覚、実験・実習、HPの各部門について優秀な教材を選考する。

企業・業界団体対象に比べ、行政部門の応募は少ない。地方の行政部門では、教材を作成できがたい状況にあるようだ。各省庁には、消費者行政の推進に期待したい。

以上